

太田川水系河川整備基本方針

平成 28 年 1 月

静 岡 県

太田川水系河川整備基本方針

目 次

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	1
(1) 河川及び流域の現状	1
1) 河川及び流域の概要	1
2) 治水事業の沿革と現状	2
3) 河川の利用と河川環境	3
4) 住民との係わり	3
(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	5
1) 河川整備の基本理念	5
2) 基本方針	5
・洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止または 軽減に関する事項	6
・河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び 河川環境の整備と保全に関する事項	6
・河川の維持管理に関する事項	7
・地域との連携と地域発展に関する事項	7
2. 河川の整備の基本となるべき事項	8
(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項	8
(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項	8
(3) 主要な地点における計画高水位及び 計画横断形に係わる川幅に関する事項	9
(4) 主要な地点における流水の正常な機能を 維持するため必要な流量に関する事項	9
(参考図)	
太田川水系図	10

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 河川及び流域の現状

1) 河川及び流域の概要

太田川は、その源を静岡県周智郡森町大日山（881m）に発し、森町を縦断しつつ、途中、三倉川、瀬入川を合わせ、平野部に流れ、さらに南流し、磐田市域で敷地川を、袋井市域で原野谷川を合わせ、さらに河口付近でぼう僧川と合流し遠州灘に注ぐ二級河川である。

流域は、磐田市、掛川市、袋井市、森町、浜松市、菊川市、の5市1町にまたがり流域面積約488km²、幹線流路延長は約44kmである。

太田川流域は赤石山脈の南端に位置し、その地形は東西を大井川と天竜川にはさまれ、南北方向には赤石山脈の南端から丘陵地・台地・扇状地・沖積平野と移り変わっており、海岸部には遠州海岸砂丘が東西に伸びている。

大日山周辺の地質は、頁岩・砂岩及びそれらの互層からなる。小笠山丘陵および磐田原台地は礫層を主とする未固結堆積物からなる。太田川平地は大部分がシルト・粘土からなる未固結堆積物からなる。遠州海岸砂丘地は砂層を主とする未固結堆積物からなる。

流域の土地利用は、山地が約48%、水田と畑が33%を占め、市街化されている区域は15%である。なお、ぼう僧川流域の市街化は著しく、流域の33%を占めている。

流域の気候は、東海地方の太平洋沿岸域地域に特徴的な温暖多雨の海洋性気候に属するため、年平均気温（昭和57年～平成25年の年平均気温）は16.6℃と年間を通じて温和な気候である。年平均降水量（昭和50年～平成25年の年平均降水量）は山間部の大河内雨量観測所で2,713mm、平野部の袋井雨量観測所で1,707mm、海浜部の福田雨量観測所で1,683mmであり、山間部の降水量は全国平均に較べて多い。月別では6月～9月の梅雨期と台風期などに降水量が多く、台風および低気圧前線の活動によって山間部では日雨量250mm、時間雨量50mmを超える集中豪雨が数年毎に発生している。

太田川と原野谷川の上流部は、緑豊かな森林が広がり、その優れた森林景観や溪流溪谷美の中を清流が流れ、ヤマセミやアカザ、アマゴが生息し、良好な環境を有している。また、水がきれいで、魚や鳥の多く見られる場所が多く存在することから、釣りやハイキングなどの自然にふれあう野外活動の場となっている。

伸びやかに広がる田園地帯を流下する中流部は、連続する瀬と淵が見られ、アユ、アユカケ、カワヨシノボリなどが確認され、毎年アユ釣りで賑わっている。また、ススキ群落などの二次草原やヨシ・ツルヨシ等の群落も見られるなど多様な生物の生息・生育・繁殖の場所になっているとともに、里山を背景とした、ふるさとの原風景ともいべき景観を形成している。JR東海道新幹線や国道1号及び東名高速道路などの交通の大動脈に沿って掛川市、袋井市、磐田市等の市街地が立地する地域の河川は、身近な自然とふれあえる自然学習の場、レクリエーションの場として多くの人に親しまれている。

遠州灘を望む広々とした平野部の田園風景の中を流下する下流部は、水面幅が広く、緩やかに蛇行し、広がりのある河川景観を形成するとともに、ボラやハゼといった汽水魚が生息している。また、河口部の砂州は、ハマシギやメダイチドリなどの渡り鳥の貴重な餌場となっている。さらには、ぼう僧川との合流点付近ではハマボウの群落が確認され、県内では数少ない自生地の一つとなっている。

流域の産業は、農林水産業として温暖な気候や大都市圏近郊の優位性を生かした、茶や水稲をはじめ、ハウス栽培等、多彩な農業が営まれている。また、繊維産業や楽器、自動車部品、機械・電気、製菓など様々な商工業が盛んである。

流域に係わる主な市町村（磐田市、掛川市、袋井市、森町、の3市1町）の産業別就業者数は、第2次産業が最も多く、全産業の約半数を占めている。

流域は古くから、東海道、秋葉街道、浜街道が東西南北に発達し、人や物の交流が盛んな地域であった。さらに、古代より伝わる舞楽や川に関する伝統行事として磐田市の「米とぎ祭り」や森町の「武家^{ぶかたこ} 凧まつり」、袋井市の「可睡^{かすい}の火祭」、磐田市の「見付^{みつけ} 天神裸祭り」、「掛塚^{かけつか} 屋台祭り」などが今でも継承されている。

また、夏には多くの河川で花火大会が行われており、特に「ふくろい^{えんしゅう} 遠州の花火」は、毎年30万人以上の人々でにぎわう。

2) 治水事業の沿革と現状

太田川水系のこれまでの著名な洪水被害としては、古くは享保19年（1734）に記録が残るほか、昭和に入ってから昭和29年9月、昭和49年7月、昭和50年10月、昭和57年9月、平成10年9月洪水による被害があり、たびたび、河岸の決壊や内水被害を繰り返してきた。特に、昭和49年7月洪水は七夕洪水とも呼ばれ、台風と梅雨前線の影響により、太田川上流部において観測史上例を見ない豪雨となり、太田川本川の3ヶ所で堤防が決壊し、家屋の全壊流失87戸、浸水家屋2,240戸、浸水農地989haにのぼる多大の被害を及ぼした。

また、地形的特性と流域の開発により、ぼう僧川の流域など中流部から下流部の低平地において、内水被害が頻発している。

太田川水系の治水事業の沿革は、大正2年の水害防止組合施行にその端を発し、大正8年に県直営事業に着手、大正12年には内務省直轄河川に編入され、堤防の築堤、流路の掘削等を行い、昭和8年その完成をみた。その後、昭和11年に再び県管理河川となり、昭和27年から太田川本川や支川原野谷川などで河道改修事業に着手した。その後、平成9年の河川法改正に伴い、太田川水系河川整備基本方針を平成13年10月に策定し、太田川の基準地点豊浜における基本高水のピーク流量を5,200m³/sとし、流域内の洪水調節施設により500m³/sを調節し、計画高水流量を4,700m³/sとする計画とし、築堤、掘削、護岸等の整備を進め、平成21年には太田川ダムが完成した。

過去の津波被害に関しては、1854年12月に発生した安政地震により、河口付近において浸水被害が発生した記録が残っている。

なお、太田川本川及びぼう僧川下流部では、当時の地震被害想定に基づき津波対策とし

て、堤防の嵩上げや水門の建設が完了している。

東日本大震災を踏まえた静岡県第4次地震被害想定（平成25年）では、発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす「施設画面上の津波」^{※1}と、発生頻度は極めて低い、発生すれば甚大な被害をもたらす「最大クラスの津波」^{※2}の二つのレベルの津波が設定されており、太田川では「施設画面上の津波」は河川内を約4km以上遡上するとともに、「最大クラスの津波」では、河川及び海岸堤防を越流し、沿岸部で最大約960ha以上が浸水すると想定されている。

※1 施設画面上の津波：静岡県第4次地震被害想定で対象としている「レベル1の津波」

※2 最大クラスの津波：静岡県第4次地震被害想定で対象としている「レベル2の津波」

3) 河川の利用と河川環境

太田川水系では許可水利として水道用水 0.0424m³/s、工業用水 0.0089m³/s、雑用水 0.02m³/sがあるほか、農業用水として約2,570haに及ぶ耕地のかんがい^{かんがい}に利用されており、このうち約800ha(2.187 m³/s)が許可水利となっている。

必要な農業用水を確保するため、天竜川及び大井川から補給を受けているが、補給のない太田川中流部では、渇水時の安定した取水が望まれている。また、一部の取水堰下流等において瀬涸れの発生も見られる。さらに、流域内及び周辺地域では都市化の進展に伴う都市用水の需要の増大が予想され、新たな水資源の開発が望まれている。

河川空間の利用としては、支川原野谷川のJR橋梁から^{こうあい}広愛大橋付近までの区間で親水護岸、公園等の整備が進められているなど、流域住民の身近な空間として、河川緑地や運動場として整備された高水敷等が随所に存在し、日常の散策や釣り、伝統行事、自然学習やイベントなどに利用されている。また、太田川と原野谷川では、毎年1万人を越す釣り客が、アユやアマゴを釣りに訪れている。

太田川の^{あまがた}天方地点と^{しんがい}新貝地点における過去40年間（昭和47年～平成23年）の平均低水流量は、天方地点で1.05m³/s（1.05m³/s/100km²）、新貝地点で2.10m³/s（1.16m³/s/100km²）である。

水質については、太田川本川の環境基準の類型指定は、下流部がB類型、中上流部がA類型であり、平成15年～24年の10カ年のBOD75%値は、ほぼ環境基準値以下で推移している。また、原野谷川は全域A類型、逆川はC及びA類型、ぼう僧川はC類型に指定されており、市街地部を流れる一部地域では、環境基準を上回る箇所も見られるが、現在、下水道整備が進められており、水質の改善が見込まれている。

太田川流域における自然公園としては遠州灘の海岸線一帯を全面的に指定した^{おまえざき}御前崎^{えんしゅうなだ}遠州灘 県立自然公園がある。また、鳥獣保護区は10地区指定されている。

4) 住民との係わり

太田川流域では河川の高水敷を利用した公園が数多くあり、住民の憩いの場として利用されている。これらの公園の中には、太田川のはまぼう公園や原野谷川のはらや親水公園のように、地域のボランティアが積極的に管理に参加している公園もある。また、沿川の

住民による堤防の草刈や河川の清掃活動も積極的に行われており、住民の河川愛護活動が大変活発な地域である。

また、太田川流域全体の川づくりと町づくりのあり方を考えていくことと、流域内の市町村の交流をさらに深めていくことを目的として、平成10年より「太田川サミット」が毎年開催され、流域の発展を目指して、活発な議論がかわされている。

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

1) 河川整備の基本理念

太田川水系の河川は、過去から度々災害を繰り返し、沿川住民の生活を脅かしてきた。一方で、ハマボウ、アユ、ヤマセミに代表される多種・多様な動植物が生息・生育・繁殖するとともに、田園地帯を流れ、里山を背景としたふるさとの原風景ともいふべき景観を有し、流域の人々の生活と深い係わりを持つ「ふるさとの川」として親しまれてきた。

このような太田川水系の特性を踏まえ、安心感のある太田川流域の形成を目指し、今後の河川整備の理念を以下に掲げることとする。

●信頼感のある安全で安心できる川づくり

太田川流域は、県内有数の田園地帯であるとともに、JR 東海道新幹線、JR 東海道本線、東名高速道路、国道 1 号や国道 150 号などの主要な交通基盤の充実により、県内の主要都市である浜松市などのベッドタウンとして住宅開発が進むとともに、企業進出も活発である。加えて、新東名高速道路とそのインターチェンジが開通するなど、社会的な重要性は、今後も一層増していくことが予想される。このため、さらに治水安全度を向上するとともに、東日本大震災を踏まえた大規模地震による津波に対する安全の確保などの課題に対しては、施設整備はもとより、ハード・ソフト対策を総合的に組み合わせた多重防御による津波防災を推進するなど「信頼感のある安全で安心できる川づくり」を目指す。

●豊かな自然環境を育む川づくり

太田川流域の河川は、水道用水、工業用水、農業用水等の生活・産業基盤を支える様々な目的の水源としてかけがえのない川であるとともに、アユやヤマセミに代表される清らかな流れを有し、多様な動植物の良好な生息・生育・繁殖の場となっている。また、自然性に優れた河川景観を有しており、人々のふるさとの原風景として親しまれてきた。このため、今後も自然環境豊かな川として守り育み、幼児から高齢者まで、だれもが河川の魅力を満喫でき、動植物にとっても良好な生息・生育・繁殖の場となるような川づくりを目指す。

●ふるさとの心を伝える川づくり

川は、流域の自然環境や長い時間をかけてつくられてきた地域社会の歴史・文化・風土を忠実に映し出す鏡である。特に、太田川流域の河川は、豊かな自然環境と一体となった「ふるさとの川」として親しまれ、多くの人々を引きつける魅力をそなえている。このため、ふるさとの川として、子供たちが川遊びなどによる水とのふれあいを通して環境を学び、豊かな感受性・情緒性や人格を形成する場となるよう「ふるさとの心を伝える川づくり」を目指す。

2) 基本方針

太田川水系の河川整備の基本理念を踏まえ、水源から河口まで一貫した計画のもとに、河川の総合的な保全と利用に関する基本方針を次のとおりとする。

■洪水、津波、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項

災害の発生防止または軽減に関しては、既往の洪水と河川の規模、流域内の資産・人口等を踏まえ、県内の他河川とのバランスを考慮し、治水施設の整備を概ね50年に1回発生すると想定される降雨による洪水を対象として実施する。その際、多様な動植物が生息・生育・繁殖できる良好な河川環境の保全・創出等に配慮する。

また、関係機関と連携をとり、ぼうぜん川などの低地河川で頻発している内水被害対策を推進する。

さらに、整備途上段階での施設能力以上の洪水や計画を上回る洪水が発生した場合においても被害の軽減化が図れるように、関係機関や地域住民と連携した流域の保水機能の向上による流出抑制対策、水害の危険性の高い地域における土地利用規制、ハザードマップの作成、水防体制の強化などを働きかけ、流域と一体となった総合的な被害軽減対策を実施する。

河川津波対策に関しては、発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす「施設計画上の津波」に相当する計画津波に対しては、人命や財産を守るため、海岸等における防衛と一体となって、河川堤防等の施設高を確保することとし、そのために必要となる堤防等の嵩上げ、耐震・液状化対策を実施することにより津波災害を防御するものとする。

発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす「最大クラスの津波」に対しては、施設対応を超過する事象として、住民等の生命を守ることを最優先とし、地域特性を踏まえ、関係自治体との連携により、土地利用、避難施設、防災施設などを組み合わせた津波防災地域づくり等と一体となって減災を目指すとともに、「施設計画上の津波」対策の実施に当たっては、必要に応じて堤防の天端、裏法面、裏小段及び裏法尻に被覆等の措置を講じるものとする。

■河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全に関する事項

河川水の利用に関しては、流域内及び周辺地域における都市用水の需要の増大に対処するため、水資源の開発に努めるとともに、合理的な水利用を促進する等、流水の正常な機能を維持するように努める。また、渇水時には、被害軽減のため情報を提供し、地域住民の協力を得られるように努める。

河川環境の整備と保全に関しては、治水・利水面との調和を図り、上流部では豊かな生態系や優れた景観の保全に努める。田園地帯や市街地を流れる中流部では、多様な動植物が生息・生育・繁殖している瀬や淵など、河道の多様性の維持・再生について積極的に取り組むとともに、人々が川とふれあい親しめるうるおいある水辺空間の保全・創出を図る。また、広がりのある景観を有する下流部では、渡り鳥にとって貴重な餌場である砂州やハマボウ群落など多様な動植物が生息・生育・繁殖している良好な環境を保全していく。

なお、河川の適正な利用や豊かな河川環境の整備・保全には、流域全体での取り組みが重要なことから、関係機関や流域住民の協力のもとに、小川の保全・整備を始めとして、森林の適正な管理、流域全体として望ましい土砂の適正な管理、下水道整備、節水型の地域づくり等を働きかけ、流域全体で一体となって、健全な水循環系の構築に努める。

また、外来種については、関係機関と連携して移入回避や必要に応じて駆除等にも努める。

■ 河川の維持管理に関する事項

災害の発生を防止し、河川の適正な利用、河川環境の整備と保全等の観点から総合的に判断し、河川の持つ多面的機能が十分に発揮できるように、日々の管理について、関係自治体や地域住民と連携しながら適切に行う。また、ぼうげん川耐震水門や樋管等の河川管理施設の維持管理を適切に実施し、これらの施設管理にあたっては、操作の確実性を確保しつつ、高度化、効率化を図る。

特に、堤防、水門等の治水上重要な河川管理施設の機能を確保するため、平常時及び洪水時における巡視、点検を適切に実施し、河川管理施設及び河道の状態を的確に把握する。維持修繕、機能改善等を計画的に行うことにより、常に良好な状態を保持するよう努めるとともに、ぼうげん川耐震水門や樋管等の施設管理にあたっては、操作の確実性を確保しつつ、高度化、効率化を図る。

■ 地域との連携と地域発展に関する事項

住民の活発な河川愛護活動や「太田川サミット」に見られるように、川への住民意識が高いこの地域においては、流域の豊かな自然環境、地域の風土・文化を踏まえ、地域の個性の創出と地域発展のため、沿川の自治体の町づくりに関する地域計画との連携を図りつつ、地域住民や関係機関との「協働」による河川整備を推進する。

また、河川に関する情報を幅広く提供し、地域住民との自発的な参加を促し、地域住民の川づくりの活動との連携・支援を推進する。

2. 河川の整備の基本となるべき事項

(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

基本高水のピーク流量は、既往洪水や河川の規模、流域内の資産・人口などを踏まえ、県内他河川とのバランスを考慮し、概ね50年に1回発生すると想定される降雨による洪水を対象として、基準地点豊浜において5,200m³/sとし、このうちダム等の洪水調節施設により、500m³/sを調節して、河道への配分流量を4,700m³/sとする。

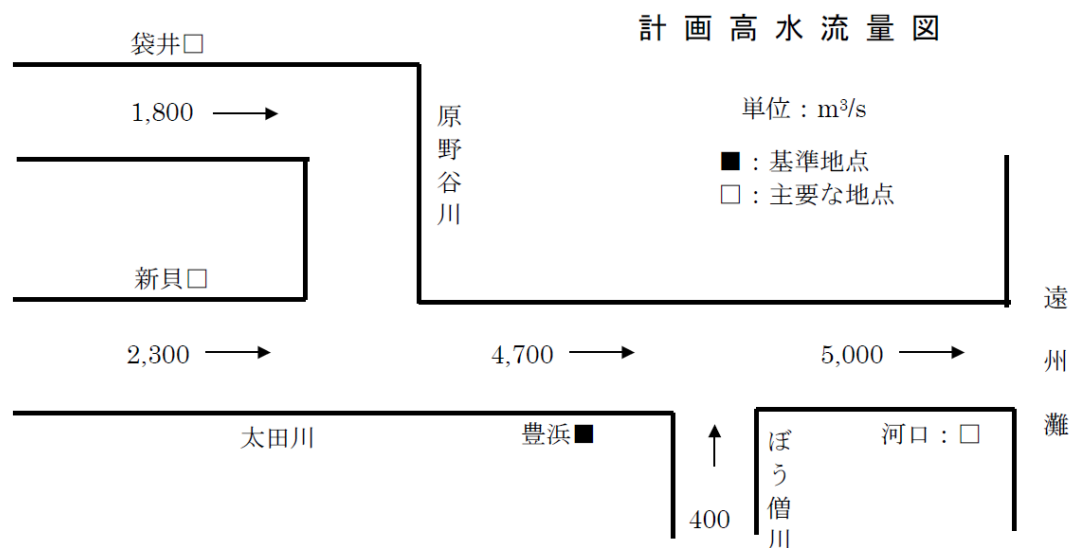
基本高水のピーク流量等一覧表

(m³/s)

河川名	基準地点	基本高水のピーク流量	洪水調節施設による調節流量	河道への配分流量
太田川	豊浜	5,200	500	4,700

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

太田川における計画高水流量は、新貝地点において2,300m³/s、その下流で原野谷川及び残流域からの流入量を合わせ豊浜地点において4,700m³/sとし、さらにその下流でぼう僧川流域からの流入量を合せて、河口において5,000m³/sとする。また、支川原野谷川については袋井地点において1,800m³/sとする。



計画高水流量配分図

(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係わる川幅に関する事項

主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅は、以下のとおりとする。

主要な地点における計画高水位、川幅一覧表

河川名	地点名	河口又は合流点からの距離(km)	計画高水位(T. P. m)	川幅(m)	摘要
太田川	河口	河口(-0.5km)	+5.60 ※1	550	
	豊浜	河口から 1.75	+3.21	440	
	新貝	河口から 7.25	+7.99	130	
原野谷川	袋井	合流点から 5.5	+11.50	110	

注) T. P. : 東京湾中等潮位

※1 計画津波水位(施設計画上の津波水位)

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

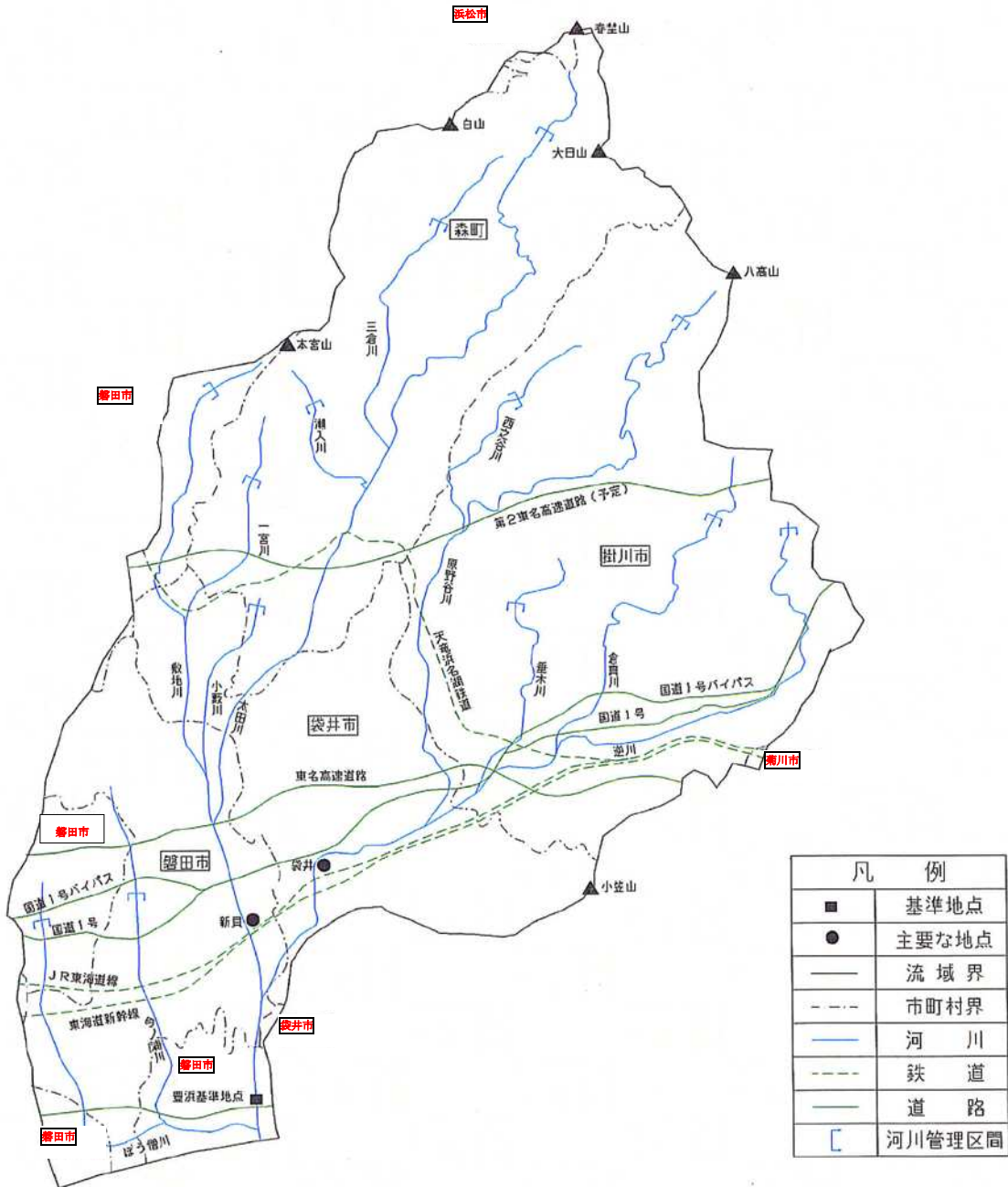
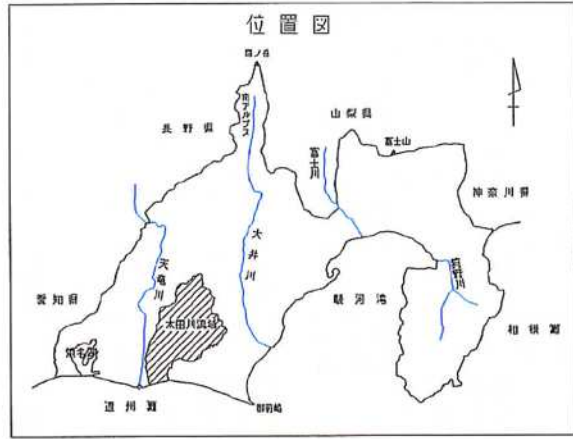
太田川本川の既得水利としては、農業用水として約 600ha のかんがいに利用され、そのうち約 450ha(1.361m³/s)が許可水利となっている。

これに対し、太田川の市場橋地点においては、その下流に既得水利は無いものの、過去 42 年間(昭和 47 年～平成 25 年)の平均渇水流量は 0.39 m³/s、また 10 年に 1 度程度の渇水時にはほとんど水が流れない状況となるように、夏季においては、しばしば深刻な水不足に悩まされている。

太田川の市場橋地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、利水の現況、動植物の保護、流水の清潔の保持等を考慮して 0.5m³/s とする。

また、原野谷川における流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、今後、流況等の河川の状況の把握を行い、調査検討の上、設定するものとする。

(参考図)



凡 例	
■	基準地点
●	主要な地点
—	流域界
- - -	市町村界
—	河 川
- - -	鉄 道
—	道 路
[]	河川管理区間

太田川水系図

